令和8年4月1日から

岡崎市からのお知らせ

事業所から出る一般廃棄物の
指定袋の運用が変わります。

変更前		変更後
青色透明袋 又は 青色半透明袋	▶	透明袋 又は 半透明袋

Q 透明袋又は半透明袋に色の指定はありますか？

A 色の指定はありません。

使用できる指定袋の透明度の判断基準は、新聞紙などを中に入れて書かれた文字が読める程度になります。

Q 令和８年４月１日からの運用変更後でも現在の青色指定袋は使用できますか？

A 色の指定がないため、青色指定袋でも使用可能です。

Q 家庭用の指定袋は使用できますか？

A 家庭用の指定袋のため、事業系一般廃棄物には使用しないでください。

問合せ先　ごみ対策課　☎０５６４-２３-６５３０
廃棄物対策課　☎０５６４-２３-６８７５